

執筆者負担金に関する規程

改定 2020 年度規程第 3 号 (2021 年 1 月 31 日)

改正 2021 年度規程第 2 号 (2022 年 3 月 5 日)

改正 2022 年度規程第 1 号 (2022 年 4 月 27 日)

改正 2022 年度規程第 3 号 (2023 年 3 月 4 日)

改正 2023 年度規程第 1 号 (2023 年 6 月 30 日)

改正 2023 年度規程第 2 号 (2024 年 3 月 2 日)

投稿規程第 10 項の規定に基づき、日本英語英文学会の機関誌に執筆した者が負担する金額に関する規程を次のように定める。

- 1 本会機関誌に投稿し、採用された場合には、投稿者は相応の執筆者負担金を納入しなければならない。
- 2 執筆者負担金の額は、原稿 1 本につき 55,000 円を超えぬよう、機関誌発刊毎に編集委員会に於いて決定する。出版費用を掲載原稿数で割った金額が 55,000 円に満たない場合には、その額を執筆者負担金とする。但し、会費納入規程第 4 条により特例会費を認められている会員及び学生会員については、33,000 円を超えぬよう、調整することとする。
- 3 執筆者負担金を前項の金額に抑えるため、編集委員会は当該会計期間の会計より相当額を「出版補助費」として出版費用に繰り込むことを決定できる。この場合、事前に会計局長と相談しなくてはならない。
- 4 投稿部門が研究ノート又は書評の場合、編集委員長の判断により執筆者負担金を減額することができる。この場合、事前に会計局長と相談しなくてはならない。
- 5 投稿規程第 7 項の規定により許可された研究ノート又は書評と類似して分量も相応な原稿については、前項の規定を準用する。
- 6 投稿規程第 4 項の規定による依頼原稿及び特別寄稿に関する執筆者負担金は、編集委員長の裁量により決定する。なお、原稿の性質上、負担金を求めないことができる。
- 7 この規程の改正は、編集委員会の発議により、理事会で議決する。その後、直近の総会に於いて承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行し、『日本英語英文学』第 31 号より適用する。
- 2 従前の「執筆者負担金に関する内規」(2010 年 4 月 15 日制定)は廃止する。

附 則 (2021 年度規程第 2 号)

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行し、本誌第 32 号より適用する。

附 則 (2022 年度規程第 1 号)

- 1 この規程は、2022 年 6 月 1 日から施行し、『日本英語英文学』第 32 号より適用する。
- 2 改正された第 2 項の規定にかかわらず、当面の間は従前の例により、執筆者全員の負担金が 33,000 円を超えぬよう、努力すべきこととする。

附 則（2022 年度規程第 3 号）

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2023 年度規程第 1 号）

この規程は、2023 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（2023 年度規程第 2 号）

この改正は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

